

法人単位資金収支計算書

(自) 平成29年 4月 1日 (至) 平成30年 3月31日

第一号第一様式 (第十七条第四項関係)

(単位: 円)

勘定科目		予算	決算	差異
事業活動による収支	収入			
	介護保険事業収入	226,579,166	226,037,612	-541,554
	借入金利息補助金収入			
	経常経費寄附金収入	6,250,000	6,222,000	-28,000
	受取利息配当金収入	319	319	
	その他の収入	1,530,000	1,509,837	-20,163
	事業活動収入計(1)	234,359,485	233,769,768	-589,717
	支出			
	人件費支出	177,047,000	176,451,166	595,834
	事業費支出	28,985,000	28,720,431	264,569
	事務費支出	6,374,000	6,189,908	184,092
	利用者負担軽減額			
	支払利息支出	4,000,528	4,000,528	
その他の支出	670,000	652,365	17,635	
流動資産評価損等による資金減少額				
事業活動支出計(2)	217,076,528	216,014,398	1,062,130	
事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	17,282,957	17,755,370	472,413	
施設整備等による収支	収入			
	施設整備等補助金収入			
	施設整備等寄附金収入			
	設備資金借入金収入			
	固定資産売却収入			
	その他の施設整備等による収入			
	施設整備等収入計(4)			
	支出			
	設備資金借入金元金償還支出	21,820,000	21,820,000	
	固定資産取得支出			
固定資産除却・廃棄支出				
ファイナンス・リース債務の返済支出				
その他の施設整備等による支出				
施設整備等支出計(5)	21,820,000	21,820,000		
施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	-21,820,000	-21,820,000		
その他の活動による収支	収入			
	長期運営資金借入金元金償還寄附金収入			
	長期運営資金借入金収入			
	積立資産取崩収入			
	サービス区分間繰入金収入			
	その他の活動による収入			
	その他の活動収入計(7)			
	支出			
	長期運営資金借入金元金償還支出			
	積立資産支出			
サービス区分間繰入金支出				
その他の活動による支出	3,494,686	3,494,686		
その他の活動支出計(8)	3,494,686	3,494,686		
その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	-3,494,686	-3,494,686		
予備費支出(10)				
当期資金収支差額合計(11)=(3)+(6)+(9)-(10)	-8,031,729	-7,559,316	472,413	
前期末支払資金残高(12)		64,944,378	64,944,378	
当期末支払資金残高(11)+(12)	-8,031,729	57,385,062	65,416,791	

法人単位事業活動計算書

(自) 平成29年 4月 1日 (至) 平成30年 3月31日

第二号第一様式 (第二十三条第四項関係)

(単位: 円)

勘定科目		当年度決算	前年度決算	増減	
サービス活動増減の部	収益	地域密着型介護料収益(介護報酬収益)	146,629,744	153,698,220	-7,068,476
		地域密着型介護料収益(利用者負担金収)	17,867,964	19,273,300	-1,405,336
		利用者等利用料収益	60,367,190	61,451,015	-1,083,825
		その他の事業収益	1,172,714	12,096	1,160,618
		(保険等査定減)			
		経常経費寄附金収益	6,222,000	1,530,000	4,692,000
		その他の収益			
	サービス活動収益計(1)	232,259,612	235,964,631	-3,705,019	
	費用	人件費	175,226,666	177,556,343	-2,329,677
		事業費	28,787,216	28,695,440	91,776
		事務費	6,189,908	6,423,530	-233,622
		利用者負担軽減額		102,500	-102,500
		減価償却費	25,503,846	25,447,110	56,736
		国庫補助金等特別積立金取崩額	-2,018,017	-1,832,617	-185,400
徴収不能額					
徴収不能引当金繰入					
その他の費用					
サービス活動費用計(2)	233,689,619	236,392,306	-2,702,687		
サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	-1,430,007	-427,675	-1,002,332		
サービス活動外増減の部	収益	借入金利息補助金収益			
		受取利息配当金収益	319	572	-253
		その他のサービス活動外収益	1,509,837	1,417,201	92,636
		サービス活動外収益計(4)	1,510,156	1,417,773	92,383
	費用	支払利息	4,000,528	4,386,686	-386,158
		その他のサービス活動外費用	652,365	1,205,110	-552,745
		サービス活動外費用計(5)	4,652,893	5,591,796	-938,903
サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	-3,142,737	-4,174,023	1,031,286		
経常増減差額(7)=(3)+(6)	-4,572,744	-4,601,698	28,954		
特別増減の部	収益	施設整備等補助金収益		927,000	-927,000
		施設整備等寄附金収益			
		長期運営資金借入金元金償還寄附金収益			
		固定資産受贈額			
		固定資産売却益			
		その他の特別収益			
	特別収益計(8)		927,000	-927,000	
	費用	基本金組入額			
		資産評価損			
		固定資産売却損・処分損			
国庫補助金等特別積立金取崩額(除)					
国庫補助金等特別積立金積立額					
災害損失					
その他の特別損失	4,375,336		4,375,336		
過年度国庫補助金等特別積立金積立額					
特別費用計(9)	4,375,336		4,375,336		
特別増減差額(10)=(8)-(9)	-4,375,336	927,000	-5,302,336		
当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	-8,948,080	-3,674,698	-5,273,382		
繰越活動増減差額の部	前期繰越活動増減差額(12)	-65,238,108	-61,563,410	-3,674,698	
	当期末繰越活動増減差額(13)=(11)+(12)	-74,186,188	-65,238,108	-8,948,080	
	基本金取崩額(14)				
	その他の積立金取崩額(15)				
	その他の積立金積立額(16)				
	次期繰越活動増減差額(17)=(13)+(14)+(15)-(16)	-74,186,188	-65,238,108	-8,948,080	

法人単位貸借対照表

平成30年 3月31日現在

第三号第一様式（第二十七条第四項関係）

（単位：円）

	資 産 の 部			負 債 の 部			
	当年度末	前年度末	増 減	流 動 負 債	当年度末	前年度末	増 減
流 動 資 産	65,832,593	69,494,331	-3,661,738	流 動 負 債	31,247,531	27,349,953	3,897,578
現 金 預 金	32,343,162	38,513,178	-6,170,016	事 業 未 払 金	6,521,162	4,484,556	2,036,606
事 業 未 収 金	33,457,481	30,945,963	2,511,518	1 年 以 内 返 済 予 定			
立 替 金	31,950	35,190	-3,240	設 備 資 金 借 入 金	22,800,000	22,800,000	
固 定 資 産	491,926,724	517,497,355	-25,570,631	職 員 預 り 金	1,911,369	50,397	1,860,972
基 本 財 産	485,803,678	508,838,851	-23,035,173	前 受 金	15,000	15,000	
土 地	108,697,000	108,697,000		固 定 負 債	211,807,500	234,852,000	-23,044,500
建 物	628,551,000	628,551,000		設 備 資 金 借 入 金	196,040,000	217,860,000	-21,820,000
減 価 償 却 累 計 額	251,444,322	228,409,149	23,035,173	退 職 引 当 金	14,687,500	15,912,000	-1,224,500
そ の 他 の 固 定 資 産	6,123,046	8,658,504	-2,535,458	長 期 預 り 金	1,080,000	1,080,000	
構 築 物	6,747,360	6,747,360		負 債 の 部 合 計	243,055,031	262,201,953	-19,146,922
構 築 物 減 価 償 却 累 計 額	6,441,380	5,847,830	593,550	純 資 産 の 部			
車 輛 運 搬 具	2,980,900	2,980,900		基 本 金	358,197,000	358,197,000	
車 輛 運 搬 具 減 価 償 却 累 計 額	2,980,896	2,980,896		基 本 金	358,197,000	358,197,000	
器 具 及 び 備 品	30,963,263	30,963,263		国 庫 補 助 金 等 特 別 積 立 金	30,693,474	31,830,841	-1,137,367
器 具 及 び 備 品 減 価 償 却 累 計 額	26,321,294	24,999,520	1,321,774	国 庫 補 助 金 等 特 別 積 立 金	30,693,474	31,830,841	-1,137,367
ソ フ ト ウ ェ ア	507,243	1,060,592	-553,349	次 期 繰 越 活 動 増 減 差 額	-74,186,188	-65,238,108	-8,948,080
長 期 前 払 費 用	667,850	734,635	-66,785	次 期 繰 越 活 動 増 減 差 額 (うち当期活動増減差額)	-74,186,188	-65,238,108	-8,948,080
					-8,948,080	-3,674,698	-5,273,382
				純 資 産 の 部 合 計	314,704,286	324,789,733	-10,085,447
資 産 の 部 合 計	557,759,317	586,991,686	-29,232,369	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	557,759,317	586,991,686	-29,232,369

社会福祉法人すずらん会定款

第一章 総則

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第一種社会福祉事業

特別養護老人ホームの経営

(2) 第二種社会福祉事業

(イ) 認知症対応型老人共同生活援助事業の経営

(ロ) 小規模多機能型居宅介護事業の経営

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人すずらん会という。

(経営の原則)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を和歌山県和歌山市屋形町一丁目39番地2に置く。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員7名以上を置く。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営に

ついでにの細則は、理事会において定める。

- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、当該外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員の報酬については、これを支給しない。ただし、評議員会において別に定める規程により費用を弁償することができる。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第一一条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第一二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第一三条 評議員会に議長を置く。

2 議長は、その都度評議員の互選で定める。

(決議)

第一四条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第一六条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第一五条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第四章 役員及び職員

(役員の定数)

第一六条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上
- (2) 監事 2名以上

2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員を選任)

第一七条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第一八条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第一九条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第二〇条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第一六条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第二一条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第二二条 役員報酬については、これを支給しない。ただし、評議員会において別に定める規程により費用を弁償することができる。

(職員)

第二三条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員(以下「施設長等」という。)は、理事

会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

(構成)

第二四条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二五条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第二六条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第二七条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第二八条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事長及び監事が、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第六章 資産及び会計

(資産の区分)

第二九条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 和歌山県和歌山市屋形町一丁目39番地2所在の鉄骨造陸屋根8階建、
特別養護老人ホームわかやま苑
認知症対応型老人共同生活援助事業所わかやま苑

小規模多機能型居宅介護事業所わかやま苑 一棟 3418.81㎡

(2) 和歌山県和歌山市屋形町一丁目39番2所在の

特別養護老人ホームわかやま苑

認知症対応型老人共同生活援助事業所わかやま苑

小規模多機能型居宅介護事業所わかやま苑 敷地 1097.95㎡

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第三〇条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、和歌山市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、和歌山市長の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第三一条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第三二条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第三三条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第三四条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第三五条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第三六条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第七章 解散

(解散)

第三七条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三八条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第三九条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、和歌山市長の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を和歌山市長に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第四〇条 この法人の公告は、社会福祉法人すずらん会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四一条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	中谷	伸家
理 事	中谷	敬子
理 事	城	成昭
理 事	津田	信子
理 事	南條輝久男	
理 事	中井	孝
理 事	新野佳世子	
監 事	山中	静
監 事	徳田	龍雄

附 則

この定款は、平成18年10月13日から施行する。

附 則

この定款は、平成20年12月25日から施行する。

附 則

この定款は、平成24年1月11日から施行する。

附 則

この定款は、平成24年3月15日から施行する。

附 則

この定款は、平成24年6月7日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

社会福祉法人すずらん会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人すずらん会（以下「この法人」という。）の定款第八条及び第二十一条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (3) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 役員等の報酬は、定款第八条及び第二十一条に定めるとおり無報酬とする。

(費用)

第4条 役員等が出張する場合は、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。
2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

役員名簿

理事長	中井公美子
理事	中谷 敬子
理事	山中 静
理事	徂徠まゆみ
理事	西川 真弓
理事	井爪 公美
監事	石橋 隆子
監事	大西 勢都

評議員名簿

評議員	浦嶋 陽子
評議員	大根田紀代子
評議員	林 まり子
評議員	津田 信子
評議員	西本 三音子
評議員	今西 里津子
評議員	米田 容子